

平成 31 年度 (2019 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

民 法

C 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

## 平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

次の【事実】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事実】

Aには、子である甲と乙がいる。Aには、相続財産として自宅である土地と建物（両方合わせて時価1000万円）のほか、B銀行に普通預金3000万円があった。自宅建物には、Aの生前から長男である甲とその家族が同居していた。甲の妻が、病気でほとんど寝たきり状態となっていたAの介護を10年以上親身になって行っていたので、Aは自宅である土地建物については、Aと同居していた長男の甲に相続させたいと考えており、そうすることに乙も同意していた。

Aの死後、乙は、Aの普通預金債権3000万円の半分は、当然自分のものであると主張した。これに対して、甲は普通預金債権及び不動産について、裁判所に遺産分割を申し立てた。

### 【設問1】

上記の乙の主張は認められるか。

### 【設問2】

上記の事実に加えて、生前Aは、甲を保険金受取人とする3000万円の生命保険契約を締結していたことがわかった。そこで、乙は、この生命保険金3000万円も遺産分割において考慮されるべきであると主張した。乙の主張は認められるか。